

東村山市情報公開制度等 運用状況 (平成30年6月～平成31年1月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年7月1日

総務課 情報公關係

作成日 平成31年2月19日

1 情報公開請求件数（平成30年6月1日～平成31年1月31日）

請求（申出）件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 （年間実人数 の累計）	請求数 （請求・申出数）	義務的請求 （注1）	任意的申出 （注2）	請求件数 （所管課別）	全部公開	部分公開	非公開 （注3）	文書 不存在	存否応答 拒否	却下 （注4）	検討中 （注5）	その他
6月	9 *4月からの 累計	4	3	1	4	3	1						
7月	10	1		1	1	1							
8月	18	12	8	4	19	1	16		2				
9月	20	5	5		6	1	4		1				
10月	22	7	7		7	2	5						
11月	24	4	3	1	4	1	3						
12月	27	6	5	1	6	3	3						
1月	27	3	2	1	3		3						
合計	-	42	33	9	50	12	35	0	3	0	0	0	0
比率(%)	-	100%	78.6%	21.4%	100%	24.0%	70.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

（注1） 義務的請求とは、条例施行日（平成11年7月1日）以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。

（注2） 任意的申出とは、条例施行日（平成11年7月1日）より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び条例第5条に定める義務的請求が可能者以外からの公開申出である。

（注3） 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

（注4） 請求の要件を満たしていないため却下としたもの。

（注5） 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

2 情報公開請求の所管別内訳(平成30年6月1日～平成31年1月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会事務局			
市長	会計課			
	経営政策部	秘書広報課	1	2.0%
		企画政策課	2	4.0%
		行政経営課		
		資産マネジメント課	5	10.0%
		財政課	1	2.0%
		情報政策課		
		地域創生部	産業振興課	
	シティセールス課		1	2.0%
	東京2020オリンピック・パラリンピック担当主幹			
	市民スポーツ課			
	総務部	総務課	3	6.0%
		人事課	2	4.0%
		営繕課		
		契約課	1	2.0%
		法務課		
	市民部	行政不服審査制度担当主幹		
		市民課		
		市民協働課		
		市民相談・交流課		
		課税課		
		収納課		
	環境安全部	地域安全課	2	4.0%
		環境・住宅課	2	4.0%
		防災安全課		
		公共交通課		
	健康福祉部	地域福祉推進課		
生活福祉課		4	8.0%	
介護保険課		2	4.0%	
障害支援課				
健康増進課		11	22.0%	
保険年金課				

実施機関	所管名	件数	比率(%)		
市長	子ども家庭部	子ども政策課	1	2.0%	
		子育て支援課			
		子ども育成課	3	6.0%	
		児童課			
		子ども家庭支援センター			
	資源循環部	廃棄物総務課	2	4.0%	
		ごみ減量推進課			
		施設課	1	2.0%	
	まちづくり部	都市計画課			
		まちづくり推進課			
		市街地整備課			
		用地課			
		みどり公園課	1	2.0%	
		道路河川課	1	2.0%	
下水道課					
教育委員会	教育部	教育総務課	1	2.0%	
		学務課	1	2.0%	
		指導室	1	2.0%	
		(学校)	小学校		
			中学校		
		社会教育課	1	2.0%	
		図書館			
		公民館			
		ふるさと歴史館			
		子ども・教育支援課			
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局				
農業委員会	農業委員会事務局				
監査委員	監査委員事務局				
固定資産評価審査委員会					
合 計		50	100%		

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

3 情報公開請求の状況(平成30年5月1日～平成31年1月31日)

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
7	H30.5.18	東村山市包括施設管理委託に関する以下の書類 1.市と大和リースとの契約内容 2.大和リースが再委託する場合は、その事業所名・事業内容・契約条件の全て	H30.7.10	部分公開	H30年度東村山市包括施設管理委託契約書一式 ・維持管理業務 ・警備業務 ・自家用電気工作物保安業務(その1～その7)	<p>「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、市が求める業務への提案のほか、事業者の発案による独自提案を募集しており、これら提案を踏まえ契約を締結している。このため、契約書には市が求める業務のほか、事業者独自の提案に基づく業務や考え方が示されている。これらは事業者のノウハウに該当し、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「大和リースが再委託した先の事業者名・再委託する事業内容・再委託の契約条件」は、大和リースが再委託先と結ぶ契約内容について市へ書面での報告を義務付けておらず、書面提出を受けていないため文書不存在により非公開</p>	資産マネジメント課	非公開情報の検討に当たり、大和リースへ照会を行う時間を要するため、H30.7.13まで決定期間を延長。H30.7.10に左欄のとおり部分公開と決定した。

※前回の審議会で公開の可否が決定しておらず「検討中」の状態だったもの

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
8	H30.6.1	市内私立幼稚園全園それぞれ学年別園児数(満3歳児クラス含む)(H30.5.1現在)	H30.6.15	公開	私立幼稚園通園児調書(H30.5.1現在)		子ども育成課	
9	H30.6.4	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザル受託者の提案書一式	H30.6.18	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された優先交渉権者(大和リース)の企画提案書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	※任意的申出
10	H30.6.4	情報公開請求無料化(手数料)などについて検討した文書など一切	H30.6.18	公開	ア、総務課検討案(H30.1作成) ※H29.1.10、H29.6.14、H30.5.21 電話調査の記録含む イ、H30年度総務部主要課題理事者ヒアリング ウ、30陳情第6号関係総務課作成資料(①当市の情報公開請求の動向・特徴、②条例施行の経緯及び使用料等審議会への諮問・答申内容)		総務課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
11	H30.6.21	「保育園児園外プール活動に伴う送迎委託」に係る指名・参加業者及び入札金額	H30.7.4	公開	「H30年度保育園児園外プール活動に伴う送迎委託」開札記録票		子ども育成課	
12	H30.7.10	H30年度市立小・中学校児童生徒尿検査委託の件 1、入札業者名 2、1次検査、2次検査それぞれの単価 3、仕様書	H30.7.23	公開	腎臓(尿)検査業務委託契約(H30年度分)に係る以下の書類 ア、仕様書 イ、内訳書		学務課	※任意的申出 1の「入札業者名」がわかる書類は、情報コーナーで配架している「入札経過調書」の写しを情報提供。
13	H30.8.3	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザル受託者の提案書一式	H30.8.15	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された優先交渉権者(大和リース)の企画提案書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
14	H30.8.8	市営住宅の現状復帰にかかる工事等の委託契約に関する書類(工事内容がわかるもので、H27年度～直近)	H30.8.21	部分公開	市営住宅改修工事請負契約書(次の契約日のもの。H27.5.29、H28.1.7、H28.5.20、H29.7.13、H29.7.20、H29.8.24、H29.10.12、H30.3.13、H30.6.28)	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	環境・住宅課	契約書は改修する住宅1室ごとに作成されている。 H30.6.28を契約日とするものは2室あるため、公開した契約書はすべて併せて10件分である。
15	H30.8.8	次期指定管理者を公募中の市有料自転車等駐輪場について、現在の指定管理者が提出した企画提案書	H30.8.20	部分公開	H25.9.17付「サイカパーキング株式会社の事業計画書」 ※指定管理料収支予算書及び収納事務委託料収支予算書含む	「事業計画書の申請担当者のメールアドレス」、「『サービスの質の確保・向上に関する計画』のうち、マネージャー会議風景の写真」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	地域安全課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						「3か年分の財務指標の 項目ごとの割合及び特記 事項」、 「『人員計画』のうち、管 理員の配置人数・時間・ 勤務形態に関する部 分」、 「『サービスの質の確保・ 向上に関する計画』のう ち、従業員の接遇教育に 関する具体的な記載部 分」、 「『施設等の保守点検、安 全・衛生確保、修繕に関 する計画』のうち、具体 的な管理手法に関する部 分」、 「『指定管理料収支予算 書』のうち、内訳金額に 関する部分」、 「『収支事務委託料収支 予算書』のうち、内訳金 額に関する部分」、 「『東村山駅東口第5駐輪 場(指定管理料・収納事 務委託料)収支予算書』 のうち、内訳金額に関 する部分」 は、条例第6条第3号法 人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
16	H30.8.10	私立●●保育園の移転に係り、市又は都へ提出された書類	H30.8.24	部分公開	ア、H30年度No.31報告・復命書 「家庭的保育事業等内容変更届の受理(●●保育園)」 ※以下のイ～サはアの添付書類 イ、家庭的保育事業等内容変更届 ウ、建物の規模及び構造並びに設備の状況等 エ、配置図 オ、旧施設平面図 カ、新施設平面図 キ、避難経路図 ク、建築基準法に基づく確認申請書・確認済証・検査済証 ケ、室内空気中化学物質分析結果報告書(速報) コ、不動産賃貸借契約書 サ、市が移転先保育園の現地確認を行った際の確認事項チェックリスト シ、H30年度No.32報告・復命書 「特定地域型保育事業 確認内容変更届の受理(●●保育園)」 ※以下のス、セはシの添付書類 ス、特定地域型保育事業 確認内容変更届出書 セ、●●保育園重要事項説明書	イ、ク、コ、スの文書について 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ウの文書について 「新施設の土地・建物の月額賃料、賃貸借期間」 エ、オ、カ、キの文書について 「図面を作成した設計事業者名」 コの文書について 「契約期間」、 「月額賃料・保証金額等、賃料の支払先口座情報」 「契約条項及び契約条項の内容が特定される様式名」 ↑ 事業者の内部情報であり、公にすると事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども政策課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						オの文書について 「施設内間取図」、 「施設内建材仕様」、 「避難経路」 カの文書について 「施設内間取図」、 「施設内建材仕様」 キの文書について 「施設内間取図」、 「避難経路」 ↑ 内部の管理状況や設備 が明らかとなり、犯罪の予 防に支障を及ぼすおそ れがあるため、条例第6 条第7号犯罪の予防情報 に該当し非公開		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						クの文書について 「建築物の使用用途の一部(保育所を除く)」、 「個人名の入る建物工事名」 コの文書について 「借主緊急連絡先のうち 携帯番号」、 「貸主の印影」 ↑ 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 クの文書について 「指定建築確認機関(民間事業者)の確認検査員氏名」 ケの文書について 「空気環境測定事業者の主任技術者氏名」 は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
17	H30.8.13	株式会社東京交通と市の全ての契約に関する書類(H29年度・H30年度分)	H30.8.27	部分公開	市長車運転業務委託(H29年度・H30年度分)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、見積経過調書一式 ウ、委託単価契約書一式	<p>アの文書について 「執行伺額」、 「執行伺額(税抜)」、 「執行伺額(税込)」、 「消費税額」、 「設計金額」 イの文書について 「予定価格」、 「入札書比較金額」、 「執行伺額(税抜)」、 「執行伺額(税込)」、 「『入札等不調の対応に係る顛末書』中の設計金額の内訳単価」 ↑ 将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>イ、ウの文書について 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	秘書広報課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						ア、イの文書について「落札した業者以外の見積内訳」、「入札を辞退した業者の辞退理由」は、法人の内部管理情報であり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
			H30.8.27	部分公開	市民バス運行業務委託(H29年度・H30年度分)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、見積経過調書一式 ウ、委託単価契約書一式	アの文書について「執行伺額」、「執行伺額(税抜)」、「執行伺額(税込)」、「消費税額」、「設計金額」 イの文書について「予定価格」、「入札書比較金額」 ↑ 将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	総務課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>イの文書について 「入札を辞退した業者の辞退理由」は、法人の内部管理情報であり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>ウの文書について 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>		
			H30.8.22	部分公開	<p>「親と子の環境教室」実施に伴うバス借上げ委託(H30年度分)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、指名伺一式 ウ、見積経過調書一式 エ、委託単価契約書一式</p>	<p>アの文書について 「執行伺額」、 「更新後執行可能額」、 「執行伺額(税抜)」、 「執行伺額(税込)」、 「消費税額」、 「設計金額」 イ、ウの文書について 「執行伺額(税込)」、 「執行伺額(税抜)」、 「予定価格」、 「入札書比較金額」 ↑ 将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>	環境・住宅課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						ウ、エの文書について「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
			H30.8.27	部分公開	保育園児園外プール活動に伴う送迎委託(H29年度分)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、見積経過調書一式 ウ、委託単価契約書一式	<p>アの文書について「執行伺額」、「執行伺額(税抜)」、「執行伺額(税込)」、「消費税額」、「設計金額」</p> <p>イの文書について「予定価格」、「入札書比較金額」</p> <p>↑</p> <p>将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>イの文書について「落札した業者以外の見積内訳」、「入札を辞退した業者の辞退理由」は、法人の内部管理情報であり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	子ども育成課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						イ、ウの文書について「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
			H30.8.27	部分公開	憩いの家バス運行業務委託(H30年度)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、見積経過調書一式 ウ、委託単価契約書一式	イ、ウの文書について「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	健康増進課	当該契約については、受託者の過去の業務履行に不備があったことから市議会での審議において市が過去の予定価格を公表している。この状況から、30年度契約の予定価格・設計金額・執行伺額についても公開することの公益性が大きいと判断し、将来の予定価格が推測されるおそれはあるが公開とした。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.8.27	部分公開	小学校特別支援学級宿泊学習実施に伴うバス運行業務委託(H30年度)に係る以下の書類 ア、執行伺一式 イ、指名伺一式 ウ、見積経過調書一式 エ、委託単価契約書一式	<p>アの文書について 「執行伺額」、 「執行伺額(税抜)」、 「執行伺額(税込)」、 「消費税額」、 「設計金額」</p> <p>ウの文書について 「予定価格」、 「入札書比較金額」、 「執行伺額(税抜)」、 「執行伺額(税込)」</p> <p>エの文書について 「執行伺額(税込)」、 「執行伺額」</p> <p>↑ 将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>ウの文書について 「落札した業者以外の見積内訳」、 「入札を辞退した業者の辞退理由」 は、法人の内部管理情報であり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	指導室	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						ウ、エの文書について「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
			H30.8.27	部分公開	ア、東村山市指名業者選定委員会議事録(H29年度第20回、第24回・H30年度第21回、第25回) イ、市長車運転業務委託(H29年度・H30年度分)、市民バス運行業務委託(H29年度・H30年度分)、保育園児園外プール活動に伴う送迎委託(H29年度分)、憩いの家バス運行業務委託(H30年度分)に係る「予定価格調書」「契約締結起案書」 ウ、保育園児園外プール活動に伴う送迎委託(H29年度分)に係る「指名伺」	憩いの家バス運行業務委託(H30年度分)を除くイの文書について「執行伺額(税込)」、「執行伺額(税抜)」、「予定価格」、「入札書比較金額」 ↑ 将来の入札予定価格が推測され、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	契約課	
18	H30.8.16	憩いの家運営委託に関する検査調査関係書類一式(H24年度～H29年度)	H30.8.28	部分公開	東村山市憩いの家運営業務委託検査調査(H25年度～H29年度分)	東村山市憩いの家運営業務委託検査調査(H24年度分)は、保存年限5年を経過し廃棄済みのため文書不存在	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
19	H30.8.17	市議会(H30.8.17開催の全員協議会)に報告された憩いの家運営業務委託に関する調査の記録	H30.8.29	部分公開	H30年度No.349報告書「憩いの家運営業務に関する報告」	<p>「『2.調査方法』のうち、聞き取り調査をうけた受託事業者従業員の職名」は、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「『2.調査方法』のうち、聞き取り調査実施者(市職員)の職名」は、公開すると当該実施者への不当な圧力につながるおそれがあり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>	人事課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.8.29	部分公開	H30年度No.539報告書「東村山市憩いの家運営業務委託の調査報告書」	<p>「『1.調査および確認方法』のうち、聞き取り調査を受けた受託事業者従業員の職名」は、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「『6.参考』のうち、聞き取り調査を受けた市職員及び調査にあつた市職員の氏名が明らかになる部分」は、いずれも公開すると不当な圧力につながるおそれがあり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>	健康増進課	
20	H30.8.21	市指定有料ごみ袋の契約に関する仕様書(H30年度分)	H30.8.31	公開	一般廃棄物指定収集袋製造及び配送委託に係る仕様書(H30年度分)		廃棄物総務課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
21	H30.8.24	H30年3月議会のH30年度一般会計予算案に係る賛成討論に関する公文書	H30.9.6	文書不存在		請求内容に関する公文書は作成していないため、文書不存在	企画政策課	他自治体の市議会 で、30年度予算案 審議の際に賛成の 立場で討論した保 守系市議が、市か ら提供された原稿 形式の資料をほぼ そのまま使用して いたことが判明し、 その適切性を問う 報道があったため、 請求があったもの。
22	H30.8.28	包括管理委託に係る受託者の企画提案書一式	H30.9.7	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された優先交渉権者(大和リース)の企画提案書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
23	H30.8.30	1、H22.3.31調印のせせらぎの郷多摩湖緑地の保全管理に関する協定書(付属する資料も含む) 2、1の文書をH23.7.7に一部変更したもの(付属する資料も含む)	H30.9.11	部分公開	ア、H21年度No.395起案書「せせらぎの郷多摩湖緑地の保全管理に関する協定書」の締結 イ、H24年度No.634起案書「せせらぎの郷多摩湖緑地の保全管理に関する協定変更協議」	「団体代表者の印影」は、条例第6条第3号法人その他の団体情報に該当し非公開	みどり公園課	
24	H30.8.31	通学路交通安全プログラム	H30.9.11	文書不存在		通学路対策は、既に関係機関との連携及び推進体制が構築されているため、改めて「通学路交通安全プログラム」としての策定はせず、現推進体制の強化・維持をする方針としたことから、請求にある文書は作成していないため、文書不存在	地域安全課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
25	H30.9.4	生活支援コーディネーターの会議に関するH29、H30年度の会議レジュメ・資料等	H30.9.18	部分公開	ア、生活支援コーディネーター検討会(H29年度第1回～13回)に係る「次第」「会議録」「会議資料」 イ、生活支援体制整備事業協議体(第1回～4回)に係る「次第」「会議録」「会議資料」 ウ、生活支援コーディネーター定例会(H30年度第1回～7回)に係る「報告・復命書」「次第」「会議録」「会議資料」 エ、会議体等への参加実績(H29年度市内全地域包括支援センター分) オ、H29年度東村山市生活支援コーディネーター事業 月別実績報告(市内全地域包括支援センター分) カ、会議体等への参加実績(H30年度市内全地域包括支援センター分) キ、H30年度東村山市生活支援コーディネーター事業 月別実績報告(市内全地域包括支援センター分)	ア、イ、ウ、エ、カの文書について 「市報等で既に氏名が公表されている者(民生委員、地域包括支援センター職員等)を除いた個人の氏名」 アの文書について 『「2017年12月20日付市民活動団体代表者から東村山市長宛ての文書』のうち、代表者の年齢・健康状態・メールアドレス』、「H29年度第11回生活支援コーディネーター検討会会議資料『個別(Aさん)ケースに対する生活支援コーディネーターの関わり』のうち、個人を特定できる箇所」 ↑ 条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>アの文書について 「H29年度第3回生活支援コーディネーター検討会会議資料『生活支援コーディネーター目的明確化シート(東部地域包括支援センター)』のうち、コーディネーターとしての目標の1行目」、 「H29年度第6回生活支援コーディネーター検討会会議録のうち、『☆経過(参考資料あり)』の4行目」は、公開すると、相談者が特定されるおそれや、第三者には秘密にしておきたいと一般的に考えられる相談内容が明らかとなることから、今後の支援ケースについて具体的な状況を会議で話せなくなるなど会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>アの文書について 「H29年度第3回生活支援コーディネーター検討会会議資料『生活支援コーディネーター目的明確化シート(北部地域包括支援センター)』のうち、経緯の4～5行目」 カの文書について 「西部地域包括支援センター『5月25日地域ケア会議』のうち、特定の場所を示す文言、管理会社名」 ↑ 公開すると法人の事業運営上の利益等が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>		
26	H30.9.5	H29.3.15開催予算特別委員会で、経営政策部次長の答弁にある市議会会派より提出された次年度予算についての要望書の回答	H30.9.18	公開	H28年度No.214起案書「H29年度予算に対する各党要望回答書の提出(伺い)」		財政課	
27	H30.9.11	憩いの家運営委託に関する以下の書類 1、大成から提出された業務の「完了届」(H25年度～H29年度分) 2、委託契約書(H25年度～H29年度分)	H30.9.25	部分公開	東村山市憩いの家運営業務委託契約書(H25年度～29年度分)	<p>「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「完了届(管理運営月報)」は、受託者より提出を受けていないため、文書不存在</p>	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
28	H30.9.12	以下の内容がわかる書類(H26.4～H30.9) 1、前川の河川草刈清掃委託料 2、実施した日付	H30.9.26	部分公開	前川河川草刈清掃作業委託に関する以下の文書(H26年度～H30年度分) ア、委託完了届(内訳書、内訳明細書、前川の工事工程表) イ、委託料支払いの支出負担行為 伺兼決議書	「受託者の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	道路河川課	
29	H30.9.26	1、ごみ処理施設整備にあたって、現在市が保有している文書(既に公開されているものは除く) 2、一般廃棄物処理基本計画の見通しにあたっての準備等や関連しての文書など(先進市の見学などを実施した場合、それに関連する文書も) 3、98プランに対する現状認識と今後の活かし方に関連した資料	H30.10.22	部分公開	ア、H30年度No.30起案書「東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部設置規程の制定」 イ、H30年度No.60起案書「平成30年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部開催通知の送付(伺い)」 ウ、H30年度No.66起案書「第1回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部の資料送付(伺い)」 エ、H30年度No.72起案書「平成30年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部」 オ、H30年度No.76起案書「平成30年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会開催通知の送付(伺い)」 カ、H30年度No.105起案書「平成30年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会の開催」	サの文書について「法人所有地の名称」、「所在地」、「分類」 シ、チの文書について「法人所有地・民有地の名称」、「所在地」 ↑ 面積要件のみで抽出した土地であり施設整備用地として検討対象にあげることにつき相手方に未説明であり、公開すると市と相手方の信頼関係が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開	施設課	10.16より開催する「ごみ処理施設の基本方針策定に向けた市民意見交換会」に係る準備等事務により一時的に業務量が増大し、本請求に係る文書の特定や非公開部分の検討等の事務手続及び決裁を通常の期日までに完了させることが困難なため、H30.10.24まで決定期間を延長。 H30.10.22に左欄のとおり部分公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					キ、H30年度No.106起案書「平成30年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会開催通知の送付(伺い)」 ク、H30年度No.107起案書「平成30年度第3回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会開催通知の送付(伺い)」 ケ、H30年度No.123起案書「平成30年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会」 コ、H30年度No.126起案書「一部事務組合負担金割合調査について(照会)」 サ、H30年度No.128起案書「平成30年度第3回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会」	ツの文書について「各一部事務組合からの回答内容」は、団体名を含め、回答内容の公表の可否について各一部事務組合に意思確認をしており、複数の組合から公表不可と申出があった。調査数が少ないことから、公表可の組合の回答を公開すると公表不可の組合がどこであるかを推測されるおそれが高く、公開すると市と相手方との信頼関係が損なわれ、今後の同種の調査に協力を得ることが難しくなるため、条例第6条第6号行政運営情報ウ、エに該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					シ、H30年度No.154起案書「今後のごみ処理施設の整備に関するごみ処理施設整備計画庁内検討部会の取りまとめ」 ス、H30年度No.156起案書「平成30年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部開催通知の送付(伺い)」 セ、H30年度No.157起案書「市報10月1日号広報原稿」 ソ、H30年度No.159起案書「新しいごみ処理施設の方向性に関する市民意見交換会の開催日程」 タ、H30年度No.160起案書「意見交換会に向けた各会場利用申請」 チ、H30年度No.164起案書「平成30年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部」			

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					ツ、H30年度No.166起案書「一部事務組合負担金割合調査結果の送付」 テ、H30年度No.168起案書「新潟県長岡市生ごみバイオガス発電センターの視察(伺い)」 ト、H30年度No.178起案書「市民意見交換会周知に関するチラシ及び自治会名簿交付申請(伺い)」 ナ、H30年度No.180起案書「ごみ処理施設整備についての意見交換会に関するチラシ設置及び配布(伺い)」 ニ、H30年度No.182起案書「ごみ処理施設整備に向けた市民意見交換会開催に関する市ホームページの公開(伺い)」 ヌ、H30年度No.183起案書「市議会への資料配布」 ネ、H30年度No.188起案書「市民意見交換会周知に関するチラシの修正(伺い)」 ノ、H30年度No.197起案書「意見交換会におけるアンケートの実施」 ハ、H30年度No.199起案書「市民意見交換会開催に向けたチラシ配布(伺い)」 ヒ、H30年度No.201起案書「市民センター公用使用申請書の提出(伺い)」 フ、H30年度No.209起案書「意見交換会における説明資料」 ヘ、H30年度No.210起案書「ごみ処理施設基本方針に向けた市民意見交換会の開催通知の送付(伺い)」			

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.10.9	文書不存在		<p>H23年度～H32年度を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画の期間終了に伴う改定は、今後の検討を予定しているものの、現在のところ検討及び資料作成を行うに至っていないため、該当する文書が存在しない</p> <p>98プランに対しての現状認識等と今後の活かし方に関連した資料は、公表している資料の他に該当するものはないため、文書不存在</p>	廃棄物総務課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
30	H30.10.1	東村山市包括施設管理委託契約時の覚書、念書等、契約に関する書類(内部決裁の開示)	H30.11.15	部分公開	ア、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(警備業務委託)」 イ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その1)」 ウ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その2)」 エ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その3)」 オ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その4)」 カ、H30.1.19付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その5)」 キ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その6)」	ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ケ、セの文書について「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 ↑ 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、市が求める業務への提案のほか、事業者の発案による独自提案を募集しており、これら提案を踏まえ契約を締結している。このため、契約書には市が求める業務のほか、事業者独自の提案に基づく業務や考え方等が示されている。これらは事業者のノウハウに該当し、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	非公開情報の検討に当たり、大和リースへ協議を行う時間を要するため、H30.11.15まで決定期間を延長。 H30.11.15に左欄のとおり部分公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					ク、H30.1.19付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託(自家用電気工作物保安業務委託 その7)」 ケ、H30.1.22付契約締結起案書「東村山市包括施設管理委託」 コ、H29年度No.32起案書「包括施設管理業務委託に係る基本協定」 サ、H30年度No.39起案書「包括施設管理委託契約(自家用電気工作物保安業務委託)に係る覚書」 シ、H30年度No.75起案書「包括施設管理委託契約に係る覚書」 ス、H30年度No.19起案書「包括施設管理委託契約(自家用電気工作物保安業務委託)に係る覚書」 セ、H30年度No.41起案書「産業廃棄物処理委託契約の締結」	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
31	H30.10.3	庁舎総合案内の委託について、最初の契約時から現在までの以下の書類すべて 1、契約書 2、仕様書 3、管理業務実施状況 4、その他市が必要と認める事項 5、管理運営月報 6、実施した事業の内容及び実績	H30.10.17	部分公開	本庁舎総合受付案内業務委託(H27年度分)及び庁舎総合案内・電話交換等業務委託(H28年度～H30年度分)に係る以下の書類 ア、委託契約書 イ、仕様書 ウ、総合案内業務日誌(H27年度～H30年度上半期) エ、車いす貸出票(H27年度～H30年度上半期) オ、拾得物受付票(H27年度～H30年度上半期) カ、問合わせ等受付票(H27年度～H30年度上半期) キ、電話交換業務日誌(H28年度～H30年度上半期) ク、庁内放送依頼書・放送日誌(H28年度～H30年度上半期)	アの文書について「契約相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ウ、エ、オ、カ、キ、クの文書について「受託業務従事者の印影」、 「庁舎総合案内又は電話交換等業務において対応した市民等の氏名、住所、電話番号、車のナンバー等の個人が特定できる情報」は、特定個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	総務課	請求内容にある3～6の文書は、その名称の書類に限定せず、契約に則り市が受託者より提出を受けたものすべてを指すことを、請求時に請求者より承る。 H27年度は庁内総合案内業務単独での委託契約であったが、H28年度からは、電話交換等業務と併せての委託契約となっている。このため、キ、クがH28年度からのものとなっている。

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>ウ、キ、クの文書について 「市民からの苦情等の記録に含まれる事業者の名称」は、正確な事実関係が不明な苦情等に含まれる事業者名を公開すると、当該事業者の事業運営上の利益その他社会的地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>キの文書について 「電話対応が困難な事例への対処内容」は、公開すると困難事例が模倣されるなど今後の庁舎総合案内又は電話交換等業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
32	H30.10.3	「憩いの家」運営委託契約仕様書に記載のある、以下の書類(大成株式会社に最初に委託をした時からこれまでの分) 1、仕様書14-(1)①管理業務の実施状況 2、仕様書14-(1)②施設の利用状況 3、仕様書14-(1)③その他市が必要と認める事項 4、仕様書14-(2)①管理運営月報 5、仕様書14-(2)②実施した事業の内容及び実績	H30.10.17	部分公開	ア、憩いの家年間実績報告書(H29年度) イ、「東村山総合受付・憩いの家業務委託」の接遇研修名簿(H25年度・H28年度・H29年度分) ウ、憩いの家利用統計(H25年度・H26年度・H27年度(久米川憩いの家の10月～3月分・廻田憩いの家の10月～3月分・富士見憩いの家の9月～3月分・萩山憩いの家の7月～3月分を除く)) エ、憩いの家利用人数等報告書(H27年度(久米川憩いの家の4月～6月、10月分・廻田憩いの家の4月～6月分・富士見憩いの家の4月～10月、3月分・萩山憩いの家の4月～6月、9月～10月分を除く)・H28年度(萩山憩いの家の12月分を除く)・H29年度) オ、公衆浴場自主管理点検票(H25年度(久米川憩いの家を除く)・H26年度(久米川・富士見・萩山憩いの家を除く)・H27年度～H29年度)	「事業報告書、管理運営月報、実施した事業の内容及び実績のうちH24年度分」は、保存年限5年を過ぎて廃棄済みのため文書不存在 「H25年度～H28年度分の事業報告書」、 「H25年度～H29年度分の管理運営月報、実施した事業の内容及び実績」、 は、24年度に仕様書を変更した際に管理運営月報の様式を定めていなかったことや、憩いの家利用状況の電子データその他の紙ベースの報告により利用実績を把握できたことから、それ以上の報告を市担当者が受託者に対し求めなかったため、文書不存在。	健康増進課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						ア、イの文書について 「受託者の代表者印影」 は、条例第6条第3号法 人情報に該当し非公開 イの文書について 「研修に参加した受託者 従業員の氏名」 ウの文書について 「憩いの家利用者の氏 名・住所」 エの文書について 「報告書作成者(受託者 の従業員)の氏名」 ↑ 条例第6条第2号個人情 報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						ウの文書について 「H27年度の久米川憩いの家の10月～3月分、廻田憩いの家の10月～3月分、富士見憩いの家の9月～3月分、萩山憩いの家の7月～3月分」 エの文書について 「H27年度の久米川憩いの家の4月～6月、10月分、廻田憩いの家の4月～6月分、富士見憩いの家の4月～10月、3月分、萩山憩いの家の4月～6月、9月～10月分、H28年度の萩山憩いの家の12月分」 オの文書について 「H25年度の久米川憩いの家の分、H26年度の久米川、富士見、萩山憩いの家の分」 ↑ 当該文書の存在が確認できなかったため、文書不存在		
33	H30.10.3	H29年度憩いの家運営業務委託における、受託者である大成株式会社への支払い帳表に関する書類	H30.10.17	部分公開	憩いの家運営業務委託に係る支出命令書一式(H29年度分)	「受託者の代表者印影」、 「振込先金融機関名・支店名・預金種目・口座番号」 は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「受託者の従業員の印影」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
34	H30.10.3	廻田憩いの家防火管理者作成の「消防計画書」	H30.10.17	部分公開	H30年度No.1999起案書「廻田憩いの家防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書及び消防計画(届出)」	「防火管理者の生年月日、自宅住所」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	
35	H30.10.10	市立東村山第一中学校浸透設備設置工事に係る内訳書	H30.10.12	公開	H30年度「市立東村山第一中学校浸透設備設置工事」工事設計書		教育総務課	
36	H30.10.18	輝け!東村山っ子育成塾(第5回)バス研修に係る契約の見積り参加者名(業者名)とそれぞれの見積書金額の書類	H30.10.22	公開	「輝け!東村山っ子育成塾(第5回)バス研修実施に伴うバス借上」に係る見積経過調書		社会教育課	
37	H30.11.7	憩いの家委託事業(H24年度～H30年度)に係る以下の書類 1、仕様書に基づいた業務完了届 2、委託契約書一式 3、憩いの家委託業務に関して、受託者より市へ提出された文書及び市と受託者が取り交わした文書すべて(1及び2の文書を除く)	H30.11.21	部分公開	東村山市憩いの家運営業務委託契約書(H25年度～H29年度分)	「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「完了届(管理運営月報)」は、受託者より提出を受けていないため、文書不存在 「東村山市憩い家運営業務委託契約書(H24年度分)」は、保存年限5年が経過し、廃棄済みのため不存在	健康増進課	No.32と同一の者による請求 請求者からの要望により、請求内容の3については、No.32で部分公開した文書を除いた。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.11.29	部分公開	ア、請求書(H24年度～H29年度分) イ、見積書(H25年度～H29年度分) ウ、情報セキュリティに関する合意書(H25年度～H29年度分) エ、取得個人情報取扱責任者の届出(H25年度～H29年度分)	H24年度分のイ、ウ、エの文書について 保存年限5年が経過し、廃棄済みのため不存在 ア、イ、ウ、エの文書について 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 アの文書について 「受託者の従業員の印影」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開		請求内容の3について、請求に係る文書の特定や非公開部分の検討等の事務手続及び決裁を通常の期日までに完了させることが困難なため、H30.11.29まで決定期間を延長。 H30.11.29に左欄のとおり部分公開と決定した。 尚、決定期間の延長は請求者との協議により請求内容の3のみとなり、1及び2は通常の期間において事務処理を行った。 本表においては2つに分かれているが、1つの所管に対する1枚の請求書による公開請求のため、「3. 情報公開請求件数」の「請求件数(所管課別)」の項目は、No.37をまとめて1件とカウントしている。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
38	H30.11.19	財産表並びに事務報告書(H29年度)の健康福祉部高齢介護課作成ページに係る以下の文書 1、「2.要介護申請認定関係」のうち、「新規申請件数1,958件」の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 2、「2.要介護申請認定関係」のうち、「要支援者の要介護新規申請者325件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 3、「2.要介護申請認定関係」のうち、「区分変更申請800件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 4、「2.要介護申請認定関係」のうち、「更新申請3,646件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」)	H30.12.17	公開	平成29年度の以下の文書 ア、【新規申請1,958件の内訳】 年齢階層別(5歳毎)・男女別の認定区分毎の認定件数 イ、【要支援1・2認定者からの要介護新規申請325件の内訳】 年齢階層別(5歳毎)・男女別の認定区分毎の認定件数 ウ、【要支援1・2及び要介護1～5認定者からの区分変更申請800件の内訳】 年齢階層別(5歳毎)・男女別の認定区分毎の認定件数 エ、【更新申請3,646件の内訳】 年齢階層別(5歳毎)・男女別の認定区分毎の認定件数、各認定者の更新後有効期間別件数 オ、【死亡者数の内訳】 第1号被保険者の年齢階層別(5歳毎)・男女別・認定区分毎の死亡者数、第2号被保険者の男女別・認定区分毎の死亡者数		介護保険課	請求に係る情報のとりまとめに時間を要し、諾否の決定を14日以内に完了することが困難であるため、H30.12.17まで決定期間を延長。H30.12.17に左欄のとおり部分公開と決定した。 請求内容のうち、5、6はデータの抽出期間を市において設定して良い旨、請求者より承る

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
		5、第1号被保険者、第2号被保険者、要介護(支援)認定を受けていない第1号被保険者の死亡者数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 6、介護保険被保険者の転入・転出した人数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 7、要介護(支援)認定者のうち、3ヶ月以上継続して介護(予防)サービスを使用していない者の人数及びその介護度別の内訳(年度末現在)			カ、【転入者・転出者の内訳】 第1号被保険者の年齢階層別(5歳毎)・男女別・認定区分毎の転入・転出者数、第2号被保険者の男女別・認定区分毎の転入・転出者数 キ、3か月以上継続してサービス未使用者の認定区分毎の人数(H30.1～H30.3)			

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
39	H30.11.19	東村山市包括施設管理委託のプロポーザルにおける優先交渉権者の企画提案書	H30.12.3	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された優先交渉権者(大和リース)の企画提案書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	※任意的申出
40	H30.11.28	H24～28年度憩いの家運営業務委託における、受託者である大成株式会社への支払い帳表に関する書類	H30.12.12	部分公開	憩いの家運営業務委託に係る支出命令書一式(H24年度～H28年度分)	「受託者の代表者印影」、 「振込先金融機関名・支店名・預金種目・口座番号」 は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「受託者の従業員の印影」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
41	H30.12.5	ジョブシェアセンター東村山のテナプスタッフとの契約書及び関連する書類	H30.12.19	部分公開	ア、H29年度No.26起案書「相互の持続可能な経営を共同研究し東村山創生を加速化させるための包括連携協定の締結」 イ、相互の持続可能な経営を共同研究し東村山創生を加速化させるための包括連携協定書 ウ、H30年度No.28起案書「東村山市市民センター内に(仮称)ジョブシェアセンター東村山を設置すること及び運営に関する協定の締結」 エ、東村山市市民センター内に(仮称)ジョブシェアセンター東村山を設置すること及び運営に関する協定書 オ、H30年度No.44起案書「ジョブシェアセンター東村山開所にかかる賃貸借契約の締結」 カ、ジョブシェアセンター東村山開所にかかる賃貸借契約書 キ、H30年度No.59復命書「ジョブシェアセンター東村山 月次報告(2018.10)」 ク、H30年度No.67復命書「ジョブシェアセンター東村山 月次報告(2018.11)」 ケ、H30年度No.53復命書「H30年度第2回東村山市公有財産管理運用委員会」 コ、H30年度No.115復命書「H30年度第6回東村山市公有財産管理運用委員会」	イ、エ、カの文書について「協定及び契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	シティセールス課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
42	H30.12.6	自立支援事業、金銭管理事業、収入資産状況把握充実事業、被保護者就労支援事業(すべてH26年度～H30年度)に係る、以下の書類 1、プロポーザルに関する書類 2、契約書及びそれに関する書類 3、完了届及び検査調書 4、予算要求に関する書類(参考見積等)	H30.12.28	部分公開	ア、H26年度No.370起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会の設置」 イ、H26年度No.369起案書「第1回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会の開催(依頼)」 ウ、H26年度No.490報告書「第1回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会」 エ、H26年度No.377起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備にかかる業務委託業者選定」 オ、H26年度No.405起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託にかかるプロポーザル実施要領の決定」 カ、H26年度No.406起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託プロポーザルにかかる指名通知」 キ、H26年度No.442起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業業務委託にかかる質問書の回答(送付)」	サの文書について「2位以下の事業者名」 シの文書について「2位以下の事業者名及び事業者の代表者氏名」 ↑ 公開すると2位以下の事業者の点数及び順位が特定され、事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、1位事業者と異なり今後受託業務を行うものではないから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	生活福祉課	生活保護法施行事務に係る東京都による指導検査(H30年度分)がH30.12.10～14に実施されることに伴い、当該検査への対応に多くの時間がかかり、諾否の決定を14日以内に完了することが困難であるため、H31.1.7まで決定期間を延長。H30.12.28に左欄のとおり部分公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					ク、H26年度No.481起案書「第2回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会の開催(依頼)」 ケ、H26年度No.479起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託に係る企画提案説明会開催に伴う通知」 コ、H26年度No.554報告書「第2回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会の指名業者プレゼンテーション質疑応答」 サ、H26年度No.512報告書「第2回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会」 シ、H26年度No.510起案書「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託に関するプロポーザル審査結果(通知)」 ス、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託契約書 セ、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託報告書 ソ、東村山市くらし・しごとサポートセンター運營業務委託契約書(H27年度～H30年度分)	サの文書について「評価項目ごとの点数の内訳」は、詳細な点数を公開すると、事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなり、今後同様の委託事業の選定が行われた際に同業他法人が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					タ、東村山市くらし・しごとサポートセンター運營業務委託報告書(H27年度・H30年度4月～10月分) チ、生活保護受給者等資産調査業務委託契約書(H27年度～H30年度分) ツ、生活保護受給者等資産調査業務委託報告書(H27年度・H30年度4月～10月分) テ、生活困窮者(生活保護受給者)等就労支援業務委託契約書(H28年度～H30年度分) ト、生活困窮者(生活保護受給者)等就労支援業務委託報告書(H28年度・H30年度4月～10月分) ナ、生活保護受給者金銭管理支援業務委託契約書(H26年度～H30年度分) ニ、生活保護受給者金銭管理支援業務委託報告書(H26年度・H30年度4月～10月分) ヌ、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託・東村山市くらし・しごとサポートセンター運營業務委託 検査調書(H26年度～H30年度8月分)	キ、ケ、サ、シの文書について 「担当者氏名・メールアドレス」 セ、タ、ト、ニの文書について 「利用者の氏名・生年月日・電話番号・住所・学校・年齢・進学先・世帯番号・学歴・就職先・その他利用者が特定できる部分」 ツの文書について 「調査対象者の氏名・世帯番号・年齢・配偶者の有無・世帯主名・ケース番号・生年月日・住所・住所履歴・登録住所・年金番号・その他調査対象者が特定できる部分」 セ、タ、ツ、トの文書について 「受託者の従業者氏名」 ↑ 個人を特定できる箇所であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					ネ、生活保護受給者等資産調査業務委託 検査調書(H27年度～H30年度8月分) ノ、生活困窮者(生活保護受給者)等就労支援業務委託 検査調書(H28年度～H30年度8月分) ハ、生活保護受給者金銭管理支援業務委託 検査調書(H26年度～H30年度8月分) ヒ、予算要求時の参考見積書	コの文書について「2位以下の事業者の質疑応答」 コ、サの文書について「選定事業者の事業ノウハウに該当する部分」 ↑ 公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						キの文書について 「質問書を提出した法人 名・営業所名・法人電話 番号・法人FAX番号」 サの文書について 「選定会を辞退した事業 者の辞退理由、法人代表 者の印影、見積金額の内 訳及び算定根拠」 シの文書について 「2位以下の事業者名及 び事業者の代表者氏名」 ヒの文書について 「見積金額の内訳及び算 定根拠」 ↑ 法人の内部管理情報で あり、公開すると競争上 又は事業運営上の利益 を損なうおそれがあるた め、条例第6条第3号法人 情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
43	H30.12.19	1、生活保護法第63条に基づく返還金の一覧表(担当ケースワーカー、対象期間及び返還金額が記載されたもの)(H26年度～H28年度) 2、生活保護法63条及び78条に基づく返還金の一覧表(H26年度～H28年度)	H30.12.27	部分公開	生活保護法第63条・第78条弁償金(現年度)一覧(H26年度～H28年度分)	「当該公開請求の委任者以外の者のケース番号、氏名、かな」は、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「返還金の対象期間」は、市の事務遂行上不要なため公開した弁償金一覧に項目がなく、他に所管課において当該期間のわかるものも作成していないため、文書不存在	生活福祉課	委任状による任意代理人からの請求
44	H30.12.19	1、東村山市役所健康福祉部生活福祉課の職員一覧(H26年度～H28年度) 2、懲戒処分一覧(H26年度～H28年度)	H30.12.27	公開	東村山市役所健康福祉部生活福祉課の職員配置図(H26年度～H28年度分)		人事課	※任意的申出 2の文書は、過去に市ホームページに掲載されていたものの写しを情報提供した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
45	H30.12.20	H27.3につくられた「パブリックコメントの実施に関する指針」及び指針の内規についての文書すべて	H31.1.9	公開	ア、H26年度No.19起案書「第1回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部の開催」 イ、H26年度No.50報告書「第1回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部(報告)」 ウ、H26年度No.79起案書「第3回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部の開催」 エ、H26年度No.102報告書「第3回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部(報告)」 オ、H26年度No.210報告書「第4回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部(報告)」 カ、H26年度No.239報告書「第5回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部(報告)」 キ、H26年度No.243起案書「東村山市パブリックコメントの実施に関する指針及び運用の設定」 ク、H28年度No.1起案書「H28年度第1回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部の開催」 ケ、H28年度No.53報告書「H28年度第1回東村山市みんなが進めるまちづくり推進本部の報告」		企画政策課	文書の特定に時間を要するため、また、年末年始の閉庁日を挟み事務手続き・決裁等の時間が確保できないためH31.1.18まで決定期間を延長。H31.1.9に左欄のとおり公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					コ、H28年度No.97起案書「H28年度第2回東村山市みんなで進めるまちづくり推進本部の開催」 サ、H28年度No.170報告書「H28年度第2回東村山市みんなで進めるまちづくり推進本部の報告」 シ、H28年度No.128起案書「東村山市パブリックコメントの実施に関する指針の運用についての一部改正」 ス、H30年度No.62起案書「東村山市パブリックコメントの実施に関する指針の一部改正」			
46	H30.12.21	H28及びH29財産表並びに事務報告書の補足情報として、H28年度末とH29年度末の介護保険被保険者の年齢階層別(5歳毎)・男女別の1号被保険者数並びに2号被保険者数	H31.1.18	公開	財産表並びに事務報告書(H28年度・H29年度分)に係る以下の補足情報 ア、介護保険被保険者の年齢階層別(5歳毎)、男女別、1号被保険者数並びに2号被保険者数		介護保険課	請求に係る情報のとりまとめに時間を要し、諾否の決定を14日以内に完了することが困難であるため、H31.1.18まで決定期間を延長。H31.1.18に左欄のとおり公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
47	H31.1.9	生活保護費弁償金個人台帳(63条)のうち、H27年度及びH28年度のもの。全世帯分。	H31.1.18	部分公開	生活保護法第63条生活保護費弁償金個人台帳(H27年度・H28年度分)	当該公開請求の委任者以外の者の「生活保護費弁償金個人台帳の世帯番号、氏名、住所」は、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「連絡方法についての市と返還世帯との取り決め内容」は、公にすることにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報のため、条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開	生活福祉課	委任状による任意代理人からの請求
48	H31.1.10	市から大成株式会社に対して発出された、返還を求めた契約不履行分の委託料の請求書	H31.1.24	部分公開	H30年度起案No.1137「東村山市憩いの家運営業務委託料の一部返還請求」	「市の振込先口座番号」 ↑ 市の収入については、会計事務規則第22条において納付書により収納するものとされている。市の振込口座は主に国都からの補助金等、特定の振込にのみ使用されるものであり、広く公にすることにより市の会計事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
49	H31.1.11	H20年度～H29年度分の以下の書類 1、東村山市における歳入(諸収入)のうち、生活保護費弁償金の金額が記載された資料 2、1の内訳(生活保護法第63条適用分、第78条適用分、地方自治法施行令第159条適用分)が記載された資料 3、東村山市における生活保護費弁償金のうち、収入未済額が記載された資料 4、3の内訳(生活保護法第63条適用分、第78条適用分、地方自治法施行令第159条適用分)が記載された資料	H31.1.24	部分公開	弁償金決算資料(H24年度～H29年度分)	弁償金決算資料(H20年度～H23年度)は、保存年限5年を経過し廃棄済みのため文書不存在	生活福祉課	※任意的申出